

議第22号

平成24年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項 \ 区 分	年 間	1 日 平 均
運 転 車 両 数	両 74,460	両 204
走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 20,761,853	km 56,882
輸 送 人 員	人 121,910,000	人 334,000

2 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費10,236,841千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和分）1,183,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	30,180,000千円
第1項 営業収益	24,969,683千円
第2項 営業外収益	5,210,317千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費用	36,784,000千円
第1項 営業費用	25,699,514千円
第2項 営業外費用	11,034,486千円
第3項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,938,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	26,941,000千円
第1項 企業債	14,447,000千円
第2項 補助金	1,134,946千円
第3項 出資金	11,359,000千円
第4項 その他資本収入	54千円

支 出

第1款 資本的支出	33,879,000千円
第1項 建設改良費	9,408,134千円
第2項 繰延費用	61,549千円
第3項 企業債償還金	23,542,771千円
第4項 長期借入金返還金	866,546千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成25年度及び平成26年度	千円 1,400,000
平成24年度駅管理等業務委託	平成25年度及び平成26年度	1,046,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良費	千円 3,159,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業高資本費対策借換債	2,880,000			
高速鉄道事業特例債	691,000			
高速鉄道事業資本費平準化債	7,717,000			
高速鉄道事業資本費負担緩和分企業債	1,183,000			
計	15,630,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 特例債元利償還金等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,230,900千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、2,459,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、8,900,000千円である。

平成24年2月24日提出

京都市長 門川 大作